



本スライドは、法律家以外の一般の方（主に技術者）の方に向けて、直観的に理解していただけることを目指して作成したものです。
法律論としての厳密な正確性は犠牲にしている部分がありますので、ご容赦ください。

主な参考文献：

「新版 情報化時代の名誉毀損・プライバシー侵害をめぐる法律と実務」（静岡県弁護士会編，平成22年）

「ビットコイン等のいわゆる仮想通貨に関する法的諸問題についての試論」（片岡義広 弁護士，平成26年6月6日）

当事務所の実務経験

ITと司法の事件簿

2014

弁護士・システム監査技術者
安保和幸（やすほ かずゆき）



やすほ
安保和幸法律事務所

自己紹介



自己紹介

名古屋で弁護士をしています

- 民事事件を中心に
- 相続，離婚，交通事故，倒産なども
- 刑事ももちろん
- 「ITに強い弁護士」

自己紹介

弁護士になって10年目です

- 茶のしずく石鹼被害救済愛知弁護団事務局長
- 破産管財人や相続財産管理人も
- 愛知県弁護士会や日本弁護士連合会の委員会での活動

自己紹介

しかし、**情報系の出身です**

- 工学修士（情報工学）
- 元システムエンジニア（社内向け）
- システム監査技術者（平成18年）
- iPhoneアプリ「民事利息電卓」
（法律実務家向け）

自己紹介

ぜひアクセスしてください

- [<http://相談しよう.みんな>]
(事務所Webサイト)
- 事務所Facebookページ
- 個人のFacebookページ

自己紹介

ふだんから感じていること

- ITが関連する法律問題が、
質・量ともに非常に多くなってきた
- 毎日、事件報道の何割かをIT関係が
占めるほどに
- ほとんどの弁護士がIT非対応

ITと司法の事件簿 2014

- 「忘れられる権利」の実務
- 著作権法違反への対応
- ビットコインが提起する法的課題
 - Mt. Gox破産処理
 - 仮想通貨の法律上の位置づけ
- ITによるプライバシーの侵害
 - パーソナルデータの活用事例と「気持ち悪さ」
 - GPSの捜査利用
- その他

「忘れられる権利」の実務



「忘れられる権利」の実務

何が起きているのか？

- ある時に発信された情報や意見が、いつでも・いつまでも、容易に検索・閲覧されてしまう

何が起きているのか？

- Webサイト ・ ブログ
- 掲示板
- SNS
 - 公開のタイムライン
 - グループ

何が起きているのか？

- いわれのない誹謗中傷の書込み
- 社会的評価を傷つける報道や意見
- プライバシーに関する情報
- 過去の犯罪報道
- これらの情報にリンクする検索結果

どうやって「忘れてもらおう」か

- 記事の投稿者による削除
- サイトの運営者による削除
- いずれも削除に応じない場合

記事の投稿者による削除

- 掲示板やメッセージなどで、直接願い出してみる
- サイトの運営者を通じ、投稿者への連絡を試みる

「忘れられる権利」の実務

サイトの運営者による削除

- サイトの運営者に願い出してみる

Google ユーザビリティ調査にご協力いただける方を募集中！ご興味の方はぜひ[こちら](#)からご連絡ください。

Google からの情報の削除

写真、プロフィールへのリンク、自分に関する情報が含まれたウェブページなど、Google の検索結果から情報を削除したい場合があります。通常は、情報が含まれているウェブサイトの所有者（ウェブマスター）に連絡して、情報を削除するように依頼する必要があります。

機密性の高い個人情報（銀行口座番号や手書きの署名の画像など）を検索結果から削除する必要がある場合は、このページから Google に情報の削除をリクエストしてください。Google 側で削除できる情報の種類について詳しくは、Google の[削除ポリシー](#) [🔗](#)をご覧ください。

ウェブマスターに連絡する理由

Google 側で問題のサイトや画像を Google の検索結果から削除したとしても、そのウェブページが消えることはありません。サイトの URL を入力すれば直接アクセスでき、ソーシャル メディアでの共有や Google 以外の検索エンジンには表示されてしまいます。この理由から、ウェブマスターに連絡して、問題のページを完全に削除してもらうことが最善の方法となります。

写真や情報が Google の検索結果に表示されるということは、その情報がインターネット上に存在するということのみを意味するだけであり、Google がその情報を承認しているわけではありません。

Googleへの削除依頼のページ

Google からの情報の削除

写真、プロフィールへのリンク、自分に関する情報が含まれたウェブページなど、Google の検索結果から情報を削除したい場合があります。通常は、情報が含まれているウェブサイトの所有者(ウェブマスター)に連絡して、情報を削除するように依頼する必要があります。

機密性の高い個人情報(銀行口座番号や手書きの署名の画像など)を検索結果から削除する必要がある場合は、このページから Google に情報の削除をリクエストしてください。Google 側で削除できる情報の種類について詳しくは、Google の[削除ポリシー](#)  をご覧ください。

ウェブマスターに連絡する理由

Google 側で問題のサイトや画像を Google の検索結果から削除したとしても、そのウェブページが消えることはありません。サイトの URL を入力すれば直接アクセスでき、ソーシャル メディアでの共有や Google 以外の検索エンジンには表示されてしまいます。この理由から、ウェブマスターに連絡して、問題のページを完全に削除してもらうことが最善の方法となります。

写真や情報が Google の検索結果に表示されるということは、その情報がインターネット上に存在するということを意味するだけであり、Google がその情報を承認しているわけではありません。

該当するリンクをクリックしてください。

- ☐ Google 検索に表示される情報を削除する
- ☐ Google 検索に情報が表示されないようにする

Googleへの削除依頼のページ

サイトの運営者による削除

- 「侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書」を提出してみる

テレコム書式

書式① 侵害情報の通知書（名誉毀損・プライバシー）

年 月 日

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[権利を侵害されたと主張する者]

住所

氏名 (記名) 印

連絡先 (電話番号)
(e-mail アドレス)

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所	URL : その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、口付、ファイル名等)
-----------	--

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

あなたが管理する特定電気通信設備に掲載されている下記の情報の流通により私の権利が侵害されたので、あなたに対し当該情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所		URL： その他情報の特定に必要な情報：(掲示板の名称、掲示板内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報		例) 私の実名、自宅の電話番号、及びメールアドレスを掲載した上で、「私と割りきったおつきあいをしませんか」という、あたかも私が不倫相手を募集しているかのように装った書き込みがされた。
侵害情報等	侵害されたとする権利	例) プライバシーの侵害、名誉毀損
	権利が侵害されたとする理由(被害の状況など)	例) ネット上では、ハンドル名を用い、実名及び連絡先は非公開としているところ、私の意に反して公表され、交際の申込やいやがらせ、からかいの迷惑電話や迷惑メールを約〇〇件も受け、精神的苦痛を被った。

上記太枠内に記載された内容は、事実と相違なく、あなたから発信者にそのまま通知されることになることに同意いたします。

	発信者へ氏名を開示して差し支えない場合は、左欄に○を記入してください。○印のない場合、氏名開示には同意していないものとします。
--	---

侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書

サイトの運営者による削除

- 法務省人権擁護機関（法務局内）による削除要請

「忘れられる権利」の実務

問題点

- 強制力がない
- 海外のサイト運営者への効力に疑問がある

「忘れられる権利」の実務

いずれも削除に応じない場合

- 警察へ通報？ 告訴？
- サイト運営者を相手取り、
投稿記事削除の民事裁判手続

投稿記事削除の民事裁判手続

- 仮処分申立て
- 訴訟提起

仮処分手続（民事保全法）

- 訴訟だと判決を得て権利を実現するまでに時間がかかり、その間に現状変更による支障などが生じるため、**比較的簡易な手続**によって、とりあえず勝訴したときと同様の状態を**緊急に**確保する裁判手続

仮処分手続で得られる決定

- 出てくる決定は「仮に削除せよ。」という命令
- もっとも、「仮に削除」された記事が後で復活されることはまずない

仮処分命令を得るために

- 表現の自由との兼ね合い
- 「当該表現行為によって、被害者が事後の金銭賠償によっては回復が不可能か、著しく困難になる程度の重大な損害を被るおそれ」が必要

仮処分命令を得るために

- 誹謗中傷の程度が強いとはいえない
- 第三者から見て誰のことか不明
- 現実世界の誰のことか不明
- 犯罪報道（真実のもの）からまだ間がない

仮処分命令を得るために

- 誹謗中傷の程度が強いとはいえない
- 第三者から見て誰のことか不明
- 現実世界の誰のことか不明
- 犯罪報道（真実のもの）
間がない

残念な
結果に...

「忘れられる権利」の実務

仮処分命令を出すと言われたら

- 保証金を法務局で供託する
- 供託したことを裁判所に届け出る

仮処分命令が得られたら

- サイトの運営者側が自ら削除をしてくれる場合が多い
- サイトの運営者側に、仮処分命令が出たことを伝える必要がある場合あり

削除が実現したら

- 完全削除 または 送信停止
- 大元が削除されれば、いずれ検索もされなくなる
- ミラーサイト対策を要する場合も

一件落着。

…とはまだなりません。

慰謝料請求をどうやって行うか

- 削除が実現したとしても、その記事が公開されていた間の慰謝料や損害賠償を請求したい
- しかし、多くの場合で投稿者が不明

発信者情報開示請求の実務



発信者情報開示請求の実務

投稿者の特定のために

- 削除請求と合わせて、
発信者情報開示を求める手続をすることが通例

発信者情報開示請求の実務

発信者情報開示請求の手続

サイト運営者側に発信者情報開示請求（仮処分）

IPアドレス タイムスタンプ



プロバイダ等に発信者情報開示請求（訴訟）

氏名 住所 メールアドレス等



投稿者に損害賠償請求

発信者情報開示請求の実務

発信者情報開示請求の手続

サイト運営者側に発信者情報開示請求（仮処分）



IPアドレス タイムスタンプ

プロバイダ等に出信者情報開示請求（訴訟）



氏名 住所 メールアドレス等

投稿者に損害賠償請求

発信者情報開示請求の実務

発信者情報開示請求の手続

サイト運営者側に発信者情報開示請求（仮処分）



IPアドレス タイムスタンプ

プロバイダ等に発信者情報消去禁止請求



（ログを消させない）

プロバイダ等に発信者情報開示請求（訴訟）



氏名 住所 メールアドレス等

投稿者に損害賠償請求

勝訴判決を得るために

- 発信者のプライバシー・表現の自由
との兼ね合い
- 「侵害情報の流通によって開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかである」 ことが必要
(明白性)

一段ハードルが上がる

- たとえ名誉毀損が成立しても、違法性なしとされる場合がある
- このような場合に当たらないことを証明する必要あり

名誉毀損について

- 人の社会的評価を低下させること
- 虚偽の内容での誹謗中傷が典型
- 内容が真実でも 名誉毀損になり得る

違法性なしとされる場合

- 公共の利害に関する事実、かつ
- 専ら公益を図るという目的、かつ
- 事実が真実であること、または
真実であると信ずるにつき相当
の理由があること

違法性なしとされる場合

- 公共の利害に関する事実, かつ
- 専ら公益を図るという目的, かつ
- 事実が真実であること, または
真実であると信ずるにつき相当
の理由があること

もろもろの問題点

- サイト運営者が外国法人の場合
- 特定された人物（組織）と投稿者とが一致しない場合
- プロキシサーバーやTorなどが利用されていた場合

一件落着。

…に近づいてきましたが…。

費用対効果の問題

- 多くの場合、認容される慰謝料額は100万円もいくかどうか
- 対して、発信者情報開示に要する費用や時間は…

「忘れられる権利」 今後の見通し (私見)

- 削除はしやすくなる方向。
裁判を経なくとも実現しやすく
- 発信者情報開示は難しくなる方向。
投稿者特定に技術的に至りにくく

著作権法違反への対応



著作権法違反に基づく請求が来た！

- 動画コンテンツの事例
- 有償のソフトウェアの事例

訴 訟 予 告 通 知

平	咸	2	6	年	5	月	2	0	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住所 愛知 県

名前 **姓**

(管 理 番 号)

東京都

弁護士法人

電話 03—

著作権法違反への対応

8300万円の損害!?

- 計算の仕方としては一応ありうる話
- 損害額 =
侵害者の譲渡等数量
× 権利者の単位当たりの単価

ほかの計算の仕方

- 損害額 = 侵害者が得た利益
- 損害額 = ライセンス料相当額

著作権法違反への対応

落としどころ

- FC2により得られる「収入」のしくみ

著作権法違反への対応

関連事件

- 著作権法違反の動画投稿を行った者ら4名を逮捕（平成26年9月）
- 「300万円稼いだ」という者も
- 違法行為を世界に大公開…

通 知 書

冠省 当職は、別紙企業リスト記載の各社（以下「通知人ら」といいます）の代理人として、貴社に対し、以下のとおり通知いたします。

通知人らは、自己が著作権を有するコンピュータソフトウェアについて、特に業務上コンピュータソフトウェアを使用している企業内における違法コピーへの対策活動をしております。

この度、通知人らが、一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（日本国内外の約200社のコンピュータソフトウェア制作会社が会員となって構成する一般社団法人。コンピュータソフトウェア不正使用ホットライン及びホームページを設けております。）から入手した情報によれば、貴社は、通知人らの一部が著作権を有するソフトウェアプログラムの著作物を、著作権者の許諾なく、少数のオリジナルソフトウェアをもとに、多数のコンピュータに違法にインストールしていると

- 1 Apple Japan 合同会社（アップルリンク）
- 2 アドビシステムズインコーポレーティッド
（アドビシステムズ株式会社）（旧マクロメディア製品も含む）
- 3 株式会社ヴァル研究所
- 4 オートデスク・エイジア・ピー・ティー・イー・リミテッド
（オートデスク株式会社）（旧エイリアスシステムズ製品を含む）
- 5 株式会社オービックビジネスコンサルタント
- 6 ダイナコムウェア株式会社
（ダイナラブ・ジャパン株式会社も含む）
- 7 株式会社タイプバンク
- 8 トレンドマイクロ株式会社
- 9 ファイルメーカー株式会社（ファイルメーカーリンク）
- 10 フォントワークス株式会社
（旧社名：株式会社フォントワークスジャパン）
- 11 マイクロソフトコーポレーション
（日本マイクロソフト株式会社）
- 12 株式会社モーリン
- 13 株式会社モリサワ
- 14 弥生株式会社（旧社名：インテュイット株式会社）

企業リスト

著作権法違反への対応

おそらく...

- ソフトのアクティベーション時、起動時などに通信して、IPアドレスやシリアルナンバーの情報を収集し、裏付けは既に完了

送付書

2014年5月15日

宛先

代理人 弁護士 安保和幸 先生
(FAX 052-953-6003)

FAX送信枚数 本書含め 9 枚

発信人

Apple Japan 合同会社ほか13社 代理人
弁護士

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

1. 貴職から提出された平成26年4月16日付「ご連絡書」その他の内容を当方にて精査確認致しました結果、添付の和解契約書案末尾の表記載のソフトについて不正コピー（ライセンス不足）があったと認められましたので、損害金を算定致しま

判例の状況

- 「顧客が正規品に示された販売代金を支払い、…プログラムの正規複製品をインストールして複製し（て）使用…できる地位を獲得する契約態様（の）場合には、…損害額は…正規小売価格と同額と解する」

著作権法違反への対応

落としどころ

- 基本的には判例に沿った解決
- 不正利用を多数行って賠償額が高額になる場合、分割支払での解決も

ビットコインが提起する法的課題



ビットコインが提起する法的課題

仮想通貨の出現

- Mt. Gox（ビットコイン取引所）の破産処理
- 仮想通貨の法律上の位置づけ

ビットコインが提起する法的課題

Mt. Goxの破産処理

- 平成26年4月， 破産手続開始決定
- 世界に多数あるビットコイン取引所のうち， 1つが破産したにすぎない
- ビットコインのしくみ自体の問題ではない

Mt. Goxの破産処理

- Mt. Goxは、ビットコインの取引をする顧客のために、顧客の金銭やビットコインを預かっていた
- 顧客のビットコインはどうなるか？

破産手続とは

- 経済的に立ちゆかなくなった債務者が有する、ある一時点の財産を債権者に平等に分配する手続
- 手続後、法人は解散。
個人の場合は、以後取立てが
されなくなることが多い



免責

ビットコインが提起する法的課題

ビットコインと破産手続

- ビットコインを預けていた顧客は Mt. Goxの債権者か
- 債権者だとすると、
「ビットコイン預託債権」を
どう分配するのか
- 国際倒産の問題

ビットコインが提起する法的課題

「ビットコイン預託債権」の扱い

- 債権者として扱う
- 原則：ビットコインを現金化
本件：ビットコインのまま分配？

ビットコインが提起する法的課題

仮想通貨の法律上の位置づけ

- 我が国で「通貨」とは、
「貨幣」と「日本銀行券」
(通貨法2条3項)

仮想通貨の法律上の位置づけ

- 「一様ノ形式ヲ具ヘ箇々ノ取引ニ基カスシテ金額ヲ定メ多数ニ発行シタル証券ニシテ紙幣類似ノ作用ヲ為スモノト認ムルトキハ財務大臣ニ於テ其ノ発行及流通ヲ禁止スルコトヲ得」
(紙幣類似証券取締法1条1項)

仮想通貨の法律上の位置づけ

- 「有価証券」ではない
(同法2条1項)
- 「通貨」ではないから、
「金融商品」でもない
(同法2条24項)

仮想通貨の法律上の位置づけ

- 「同一の種類のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であつて、当該資産に係るデリバティブ取引（…）について投資者の保護を確保することが必要と認められるもの」？
（金融商品取引法2条24項4号）

ビットコインが提起する法的課題

仮想通貨の法律上の位置づけ

- 「為替取引」？
(銀行法10条3項)

ビットコインが提起する法的課題

仮想通貨の法律上の位置づけ

- 前払式支払手段の一つとして、
「証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される…数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（…）であって、**発行者等**に対して、提示、交付、通知その他の方法により、…請求することができるもの」
(資金決済法3条1項2号)

仮想通貨の法律上の位置づけ

- 「「古物」とは、一度使用された物品（…）若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたもの」（古物営業法2条1項）

仮想通貨の法律上の位置づけ

- 一定の記録等を義務づける
「特定事業者」に、
ビットコイン取引所が該当しそうな
ものは見当たらない
(犯罪収益移転防止法2条1項)

仮想通貨の法律上の位置づけ

- 「有価証券」 や 「債権」 ではない
→ 金融税制は適用されない
- 取引所で市場価格が形成されているから 「資産」
→ 譲渡所得税の適用がある

仮想通貨の法律上の位置づけ

- 有価証券，外為法上の支払手段等の譲渡，金融取引，商品券やプリペイドカード等物品切手等の譲渡などの場合，消費税は非課税
- ビットコインはどれにも当たらない
→ 事業者の仮想通貨の売買に課税？

ビットコインが提起する法的課題

仮想通貨の法律上の位置づけ

- 「その他の財産権」 に対する
強制執行
(民事執行法167条)
- ビットコインを差し押さえることは
不可能ではない
- 現実には、 どうやって債権者 (の口座)
に移転させるか？

ITによるプライバシーの侵害



パーソナルデータに関する「騒動」

- Suica利用履歴を駅利用の分析に利用しようとしたが、中止
- JR東日本，日立

パーソナルデータに関する「騒動」

- 大阪ステーションシティの来客行動を顔認識により分析しようとしたが、中止
- JR西日本,
独立行政法人情報通信研究機構

パーソナルデータに関する「騒動」

- 民間事業者の能力活用による図書館運営に伴い、利用履歴とTカードとのひも付け（Tポイントも付与）
- 武雄市，CCC

パーソナルデータに関する「騒動」

- 新風館（京都の複合施設）の来客の服装認識を基に行動分析をしていた
- 文部科学省より文書で注意
- 新風館， 京都大学

パーソナルデータや個人情報の収集

- 収集活動がどんどん行われることはもはや誰にも止められない
- いつの間にか…というケースには、予防のしようがない
- 「手口」の報道などには常に注意

ITによるプライバシーの侵害

警察など捜査機関による収集

- 搜索・差押え（強制処分）か
実況見分（任意処分）か
- プライバシー権などの基本的人権
との兼ね合い
- 強制処分には、裁判所の令状が必要

捜査でのGPSの活用

- 捜査対象者の車両にGPSを取り付け、行動確認などに使用
- 本人に無断、かつ、令状もない
- 全国各地の警察で行われているもよう

ITによるプライバシーの侵害

対して、民事では…

- 浮気調査などを行う探偵が、対象者の車両にGPSを取り付ける
- 一晩1万円くらいでできる
- 得られた証拠を、裁判所はふつうに採用する

最後に



名古屋IT弁護団を立ち上げました

- ほとんどの弁護士がIT非対応
- そこで...

IT? インターネット?

名古屋

ました

- ほと
- そこ

しかも、法律問題?

IT技術者としての資格・経歴をもつ弁護士が、IT・インターネットに関連する法律問題のご相談に応じます。

名古屋 IT 弁護団

<http://it.bengoshi.nagoya/>

名古屋 IT 弁護団

<http://it.bengoshi.nagoya/>

ITと司法の事件簿

2014

弁護士・システム監査技術者
安保和幸（やすほ かずゆき）



やすほ
安保和幸法律事務所